

○相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例

平成18年6月30日

条例第263号

(目的)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の5第4項の規定に基づき、相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議(平成17年2月28日小高町告示第12号、平成17年2月28日鹿島町告示第5号及び平成17年2月28日原町市告示第13号。以下「協議」という。)により定められた事項を変更することを目的とする。

(地域協議会の権限の変更)

第2条 協議により定められた協議書13を次のように改める。

13 地域協議会の権限について

- (1) 地域協議会は、当該地域自治区に関し市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
- (2) 地方自治法第202条の7第2項に規定する市の施策に関し、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない重要事項は、次に掲げる事項とする。
 - ア 新市建設計画に関する事項
 - イ 市の基本構想及び基本計画に関する事項
 - ウ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
 - エ 自治振興基金の使途に関する事項
- (3) 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(区長の設置及び区長の選任の削除)

第3条 協議により定められた協議書5及び協議書6を削り、協議書7を協議書5とし、協議書8から協議書15までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第1号)

この条例は、平成20年5月1日から施行する。